本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事 実

当事者の求める裁判

控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

被控訴人の請求を棄却する。 2

訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

控訴の趣旨に対する答弁

主文同旨

第二 当事者の主張

請求の原因

昭和六三年一二月三日午前一時三五分ころ、被控訴人が助手席に乗車してい たA運転の自家用小型乗用自動車(群〇〇す〇△×□、以下「本件自動車」とい う。)が、群馬県高崎市a町b番地先十字路市道上を対面信号が黄色点滅中に西方 から東方に向けて走行していたところ、B運転の普通乗用自動車(群○○ま○△× 口、以下「本件加害車」という。)がその対面信号が赤色点滅中に同十字路市道上 を南方から北方に向けて走行してきて本件自動車と衝突したため(以下「本件事 故」という。)、被控訴人は、右眼球破裂、右眼瞼裂傷等の傷害(以下「本件傷 害」という。)を負い、治療を受けたが、右眼失明及び右眼瞼瘢痕の後遺障害(以下「本件後遺障害」という。)が残るに至った。本件後遺障害は、自動車損害賠償保障法施行令二条別表障害別等級表八級一号に該当するから、自動車損害賠償保障 法(以下「自賠法」という。)上の後遺障害保険金額は七五〇万円である。

本件自動車は、高崎松菱株式会社(現在の商号は松菱金属株式会社、 「高崎松菱」という。)の所有であり、同社は控訴人と本件自動車を被保険自動車 とし、本件事故時を保険契約期間内とする自動車損害賠償責任保険契約(以下「本

件自賠責保険契約」という。)を締結していた。
3 被控訴人は、高崎松菱の従業員であるところ、同社から、本件自動車をその業務の遂行のためと同社に通勤するため等に使用することが認められていた。
4 被控訴人は、昭和六三年一二月三日午前零時ころ、車両運転代行業者有限会

社中村パーキングサービスピー代行(現在の商号は有限会社東日本代行モーター販売、以下「P代行」という。)と、本件自動車に被控訴人を同乗させて、これを高崎市 a 町のスナック「234」から被控訴人の自宅まで運び届けることを目的とす る運送契約を締結した。P代行は、右運送契約に基づき、本件自動車の運転をAに 割り当て、同人は、同日午前一時過ぎ本件自動車の助手席に被控訴人を同乗させて、右スナックから被控訴人の自宅に向かったが、その途中において、前記のとお り本件事故に遭遇したものである。

P代行及びAは、本件事故当時、本件自動車の所有者である高崎松菱及び被 控訴人の許諾のもとに、かつ、前記運送契約の履行として、本件自動車を運転して いたものである。したがって、P代行及びAは、本件自動車を使用する権利を有す る者に該当し、かつ、自己のために本件自動車を運行の用に供していた者というべきであって、自賠法二条三項にいう「保有者」に該当するから、P代行及びAは被控訴人に対し、被控訴人が被った本件後遺障害に基づく損害につき、自賠法三条に基づき、賠償すべき責任があるものというべきである。

被控訴人は本件自賠責保険契約の保険者である控訴人に対し、平成元年一・ 月ころ、自賠法一六条に基づき、本件後遺障害保険金額である七五〇万円の損害賠 償額の支払を求める旨の意思表示をした。

7 よって、被控訴人は控訴人に対し、損害賠償額七五〇万円及びこれに対する右催告後である平成二年一月一〇日から支払済みまで民法所定年五分の割合による 遅延損害金の支払を求める。

被控訴人の答弁及び抗弁

請求原因1及び2の各事実は認める。同3の事実は知らない。同4の事実の うち、Aが本件自動車を運転して走行中本件事故に遭遇したことは認めるが、その 余の事実は知らない。同5の事実は争う。

同6の事実は認める。

2 P代行及びAは、 自賠法二条三項にいう「保有者」に該当しない。

一般旅客自動車運送業及び一般貨物自動車運送業を営む者は、運輸大臣

の許可を受けなければならないところ(道路運送法四条、貨物自動車運送事業法三条)、運転代行業者が右の許可を受けずに営業を行っているのは、利用者から依頼 を受けて、利用者の自動車を運送したり、運転代行業者の車に利用者を客として乗 車させるのではなく、運転代行業者が利用者同乗の自動車に乗って、運転の一部で ある運転操作を代行するだけであるからにほかならない。したがって、 約は、運転代行業者が利用者に対し、運転者を派遣して自動車の運転操作という役 務を提供し、利用者が運転代行業者に対しその報酬を支払うことを約する無名契約 にすぎず、P代行及びAは、同契約に基づき本件自動車を使用する権限まで取得す ることはない。

仮に、運転代行契約によりP代行及びAが本件自動車を使用する権限を取得し得 るとしても、被控訴人は、勤務先の高崎松菱所有の本件自動車を業務用及び通勤用 に使用することを許容されていたもので、同会社の承諾がない限り、本件自動車を P代行及びAに使用させることはできないところ、被控訴人は高崎松菱の右承諾を 得ていないから、P代行及びAは、本件事故時において、本件自動車を使用する正 当な権限を有していなかった。

(二) また、P代行は、被控訴人から本件運転代行行為を依頼され、Aが運転 代行に当たつたものであるが、P代行及びAは、被控訴人の自宅はで本件自動車の 関係に対しているが、P代行及びAは、被控訴人の自宅はで本件自動車の 運転操作することを依頼されただけであるから、同人らは、自賠法上の「運転者」 にすぎず、運行支配及び運行利益を有していないのであって、この関係は、自動車 を所有又は利用している者が運転手を雇用して運転させる場合となんら異なるとこ ろはない。

被控訴人は、自賠法三条本文の「他人」に該当しない。 3

運転代行業の利用者は、飲酒のため安全な運転ができない場合又は運転 が禁止されているため、安全な運転ができる者を選任し運転を委ねているものであ るが、このことは、利用者の運行支配(危険の防止)の具体化であり、縮小や放棄 ではない。また、右利用者はいつでも運転代行契約を破棄し、若しくは運転者の交 代を命じることができる立場にあり、運転代行業者若しくは運転者はこれを拒否す ることはできない。したがって、被控訴人は、P代行に運転代行行為を依頼したとしても、運行支配を失っておらず、P代行及びAは運行支配を有していないから、被控訴人のみが運行供用者であって、被控訴人は、P代行及びAとの関係において、自賠法三条本文の「他人」に該当しない。

仮に、P代行及びAが被控訴人とともに運行支配を有し、いずれも運行 供用者に該当するとしても、被控訴人はいつでもAの運転につき具体的に指示する ことができる立場にあったのであるから、Aが被控訴人の運行に服さず被控訴人の 指示を守らなかった等の特段の事情が認められない本件においては、本件自動車の 具体的運行に対する被控訴人の支配の程度は、運転していたAのそれに比し勝ると も劣らなかったものというべきであって、被控訴人は、P代行及びAに対する関係において、自賠法三条本文の「他人」に当たるということはできない(最高裁昭和 五七年一一月二六日第二小法廷判決・判例時報一〇六一号三六頁参照)

なお、本件は、運行供用者である被控訴人とAがともに本件自動車に同乗してい たから、同乗している運行供用者の運行支配が同乗していない運行供用者のそれよ り直接的、顕在的、具体的であるか否かにより他人性を判断する最高裁判例(最高 裁昭和五〇年一一月四日第三小法廷判決・民集二九巻一〇号一五〇一頁)は、本件と事案を異にし、その判断基準を本件に適用することは適切ではない。 4 被控訴人は、本件事故により被った損害のうち、P代行及びAに対し賠償を

請求することができる損害額につき、既に填補を受けている。

被控訴人は、本件事故に関し、本件加害車を被保険自動車とする自動車損害賠償 責任保険から八五六万五四六〇円(傷害分として一〇六万五四六〇円、後遺障害分 として七五〇万円)、Bから二一五万円、同人を被保険者とする他車運転危険担保 特約付き自家用自動車保険契約の保険者大東京火災海上保険株式会社(以下「大東 京火災海上」という。)から九〇〇万円、P代行及びAから合計五〇〇万円、総計二四七一万五四六〇円の支払を受けているところ、本件事故の態様から、過失割合はBが八割、Aが二割と見るべきである。そして、被控訴人とP代行及びAとの間には、被控訴人が、本訴において被控訴し際訴の後見判決が確定した。と には、被控訴人が、本訴において被控訴人勝訴の終局判決が確定したときは、P代 行及びAに対する損害賠償請求権に基づき、控訴人に対して直接その損害賠償額の 支払を請求するとの裁判上の和解が成立しているから、右和解により控訴人が被控 訴人に対して請求することができる損害賠償額は、P代行及びAが負担すべき四九 四万三〇九二円(24,715,460×0・2円)であるところ、同人らは被控

訴人に対し、既に右負担割合を超える支払をしている。

- 三 控訴人の右二2ないし4の各主張に対する被控訴人の反論
- 1 控訴人の右二2及び3の各主張はいずれも争う。
- 2 (一) 控訴人の右二4の主張のうち、被控訴人が、本件事故により被った 損害に対する賠償として、本件加害車を被保険自動車とする自動車損害賠償責任保 険から八五六万五四六〇円、本件加害車の運転手Bから二一五万円、同人を被保険 者とする他車運転危険担保特約付き自家用自動車保険契約の保険者大東京火災海上 から九〇〇万円、P代行及びAから合計五〇〇万円、総計二四七一万五四六〇円の 支払を受けたこと、被控訴人とP代行及びAとの間には、被控訴人が、本訴におい て被控訴人勝訴の終局判決が確定したときは、P代行及びAに対する損害賠償請求 権に基づき、控訴人に対して直接その損害賠償額の支払を請求するとの裁判上の和 解が成立したことは、いずれも認めるが、その余の控訴人の右主張は争う。

(9)後遺障害慰籍料六六〇万円、(10)弁護士費用三〇〇万円、以上合計五〇九七万五六九七円である。

本件事故の発生につき、Aに控訴人主張のように過失があったとしても、その過失は被控訴人側の過失とはいえないから、被控訴人は右損害につき過失相殺をされる筋合いではない。B、P代行及びAは、被控訴人に対し、共同不法行為者として被控訴人が本件事故により被った損害の全額につき賠償すべき不真正連帯債務を負うものというべきである。したがって、右損害額の合計から前記既に支払を受けた合計二四七一万五四六〇円を差し引いても、損害の残額は二六二六万〇二三七円であるから、被控訴人のP代行及びAに対する各損害賠償請求権は、右支払を受けたことにより消滅していない。

第三 証拠関係(省略)

理由

請求原因1及び2の各事実は、当事者間に争いがない。

2 原本の存在及び成立の真正について当事者間に争いのない甲第六号証、弁論の全趣旨により成立の真正を認めることができる同第九号証、成立の真正につき当事者間に争いのない乙第二号証並びに原審における証人C及び同Aの各証言を総合すると、次の事実を認めることができる。

(一) いわゆる運転代行業とは、自動車の所有者又は使用権者(以下「利用

者」という。)に代わって、当該自動車を目的地まで安全に運転する役務を提供 し、それに対して報酬を受領することを業とするものであり、多くの場合、利用者 をもその自動車に同乗させて運ぶ形態をとっている。

(二) 当該自動車を運転する代行運転者については、運転代行業者が雇傭契約を締結した自己の従業員を利用者の依頼に備えて待機させておく場合と、雇傭契約を締結することなく、運転代行業者が自己の会員として登録させて、各会員に運転代行を下請けさせる場合とがある。 (三) P代行は、代行運転者については会員制をとり、次のような営業形態を

- (三) P代行は、代行運転者については会員制をとり、次のような営業形態をとっている。すなわち、新聞で代行運転者となる会員を募集し、募集に応じた代行運転者はP代行に月会費を支払ってP代行に登録され、P代行が利用者から運転行の依頼を受けると、利用者が特定の運転者を指名する場合を除き、P代行は、待機している各会員に順番に代行運転の依頼を割り当て、代行運転者は、P代行から貸与を受け又は自ら用意した移動用自動車で、自ら雇傭した運転助手若しくはP代行から指定された運転助手を伴って利用者の指定した場所に赴き、同所から利用者の依頼した自動車に利用者を乗せて、同自動車を運転して依頼者の指定する場所に運転が、運転助手は移動用の自動車を運転して代行運転自動車に追随し、代行運転者はP代行の定めた料金表に従って利用者から料金を受け取り、右料金は、取り決めに従ってP代行、代行運転者及び運転助手の間で分配される。
- (四) Aは、P代行の会員であり、本件事故直前にP代行から無線連絡で運転 代行の依頼を受け、自己所有の自動車に、自ら雇傭した運転助手のDを同乗させ て、被控訴人の待つスナック「234」に赴き、前記のように、被控訴人を本件自 動車の助手席に同乗させ、自己の自動車をDに運転させて、被控訴人の指示した目 的地に向けて本件自動車の運転を開始したものである。
- 的地に向けて本件自動車の運転を開始したものである。 〈要旨第一〉3 (一) 右1及び2に認定の事実関係によると、 (1)高崎松菱 は、被控訴人に対し、本件自動車を本件事故当時〈/要旨第一〉のような利用の態様を 含む利用を予め認めて貸し与えていたこと、被控訴人が、酔うなどして本件自動車 を正常に運転することができなくなったときには、運転代行業者に本件自動車の運 転を委ね、運転代行業者が右目的のために本件自動車を使用することをも認めてい たものと推認するのが相当であるから、P代行及びAは、本件事故当時、本件自動車を運行の用に供しうる正当な権利を有していたものというべきであり、(2)また、被控訴人は、飲酒して酔っていたので、本件自動車を運転することによって生たるなどによって生 じる危険を回避するため、本件運転代行をP代行及びAに依頼し、同人による運転 が行われている間は、同人に本件自動車の運転を全面的に委ね、被控訴人は、Aに 対し、運転の交代を命じたり、その運転について目的地を指示する以外は具体的に 指示をすることができる立場にはなくなっていたものというべきであり、他方、P 代行は営業として顧客である被控訴人から本件運転代行を請け負い、AもP代行か ら更に運転代行を請け負って現に本件自動車の運転に当たり、P代行及びAは右契 約により、被控訴人に対し本件自動車の運転を制御して本件自動車及びこれに同乗 する被控訴人を安全に目的地に送り届ける義務を負う一方、その対価を得ていたの であるから、P代行及びAは、本件事故時の本件自動車の運行につき、運行支配及 び運行利益を有していたものというべきであり、(3)したがって、P代行及びA は、本件事故当時、本件自動車の保有者と認めるのが相当である。 (二) (1) 控訴人は、本件事故時、本件自動車の運行供
- (二) (1) 控訴人は、本件事故時、本件自動車の運行供用者は被控訴人のみであり、P代行及びAは運行支配も、運行利益も有していなかった旨主張する。しかしながら、被控訴人は、P代行及びAに対して本件運転代行を依頼したからといつて、本件自動車の使用権者たる地位、したがってまた運行供用者たる地位を喪失したとはいえないが、前記認定の事実関係のもとにおいては、右のとおり、P代行及びAも本件自動車の運行支配及び運行利益を有していたものというべきであるから、控訴人の右主張は採用することができない。
- (2) また、控訴人は、自動車の所有者等が運転手を雇用し、自動車の運転を被用者に委ねた場合には、被用者には運行支配及び運行利益がないことは明らかであり、本件のように運転代行を依頼した場合、現実の運転者が運行支配及び運行利益を有しない点において、被用者による運転の場合と径庭はない旨主張する。

しかしながら、自動車の所有者等が運転手を雇用し、自動車の運転を被用者に委ねた場合においては、使用者は、当該自動車の所有権等を有するのみでなく、運転手と継続的な雇用契約関係に立ち、両者は支配従属の関係にあるのであるから、使用者が物的及び人的の両面から右自動車の運行を支配し、それによる利益が使用者に帰属しているといえる反面、被用者には運行支配がなく、運行利益も帰属してい

るとはいえない。これに対し、前記認定の事実関係に照らすと、被控訴人とP代行及びAとの間には、右のような継続的、人的な支配従属関係はなく、P代行及びAは、被控訴人との本件運転代行契約に基づき、被控訴人から対価を得て、本件自動車及びこれに同乗する被控訴人をその指定した行き先まで安全に運び届けることを業として請け負ったものというべきである。したがって、自動車の運転に起因する危険の管理という観点から見て、当該自動車の具体的運行についての支配の程度及び運行利益の帰属の有無を判断する上において、被用者たる運転手とP代行及びAとを同一視することはできないものというべきである。したがって、P代行及びAによる本件運転代行を被用者による運転の場合と同様に解すべきであるとする控訴人の右主張も採用することはできない。

4 被控訴人が、本件事故当時、本件自動車につき、運行供用者たる地位を喪失したとはいえないことは前記のとおりであるところ、控訴人は、被控訴人が自賠法 三条本文にいう「他人」に該当しない旨主張するので、以下この点について判断す ることとする。

したがって、右と異なる見解に立つ控訴人の前記主張は、採用することができない。

三 控訴人は、被控訴人は本件事故により被った損害のうち、P代行及びAに対し賠償の請求をすることができる損害額につき、既に填補を受けている旨主張するので、以下この点について判断する。

1 原本の存在及び成立の真正について当事者間に争いのない甲第四号証、成立の真正について当事者間に争いのない乙第九号証、原審における被控訴人本人尋問の結果及び弁論の全趣旨を総合すると、被控訴人は、昭和二六年三月二日生まれの男子で、本件事故当時、健康であり、高崎松菱に勤務し年収四九五万二三六六円の給与及び賞与を受けていたものであるが、本件事故により本件傷害を受け、その治

そして、既に認定した前示の事実関係に照らすと、本件事故の発生につき、Aに控訴人主張のように過失があったとしても、その過失は被控訴人側の過失とはいえないから、被控訴人の右損害につき過失相殺をすることは許されないものというべきである。したがって、B、P代行及びAは、被控訴人に対し、共同不法行為者として、被控訴人が本件事故により被つた右損害の全額につき、各自、賠償すべき不真正連帯債務を負つたものというべきである。

- 3 右1及び2において認定した事実関係によれば、本件事故により被控訴人が被った損害四二五二万九八二九円から填補を受けた前記二四七一万五四六〇円を控除した残額は一七八一万四三六九円であり、本件和解において既払金及び社会保険給付金とされた各金額並びにその余の弁済の有無又はその額については控訴人のよいであるうえ、本件和解においては、被控訴人の本件事故に表現実が九〇〇万円、P代行及びAが連帯して一五〇万円のうち五〇〇万円の支払を控訴人に対する自動車損害賠償責任保制である。したが、同人らの負担額を定めたものとはいえないことが明らかである。したがて、同人らの負担額を定めたものとはいえないことが明らかである。といるお各自七五〇万円の損害賠償責任を負っているものというべきである。人の右主張は理由がないものというべきである。

四 以上のとおりであるから、P代行及びAは、本件自動車の保有者として、自 賠法三条に基づき、各自被控訴人に対し、本件事故によって被控訴人が被つた前記 損害のうち本件後遺障害についての自賠責保険金額と同額の七五〇万円の賠償責任 があるものというべきである。したがって、被控訴人は、本件自賠責保険契約の保 険者である控訴人に対し、自賠法一六条に基づき、七五〇万円の損害賠償額の支払いを直接求める権利を有するところ、被控訴人が控訴人に対し、平成元年一一月ころその支払いを求める旨の意思表示をし、これがその頃控訴人に到達したことは、当事者間に争いがないから、七五〇万円及びこれに対する右催告後の平成二年一月一〇日から支払い済みまで民法所定の年五分の割合の遅延損害金の支払いを求める被控訴人の本訴請求は、正当というべきである。したがって、これと同旨の原判決は相当であるから、控訴人の本件控訴は理由がないものというべきである。よって、控訴費用の負担につき、民訴法九五条、八九条を適用して、主文のとおり判決がある。

「ガッる。 (裁判長裁判官 柴田保幸 裁判官 長野益三 裁判官 伊藤紘基)